

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づく富士山南鳥獣保護区特別保護地区の再指定に当たり、次のとおり指定計画書の縦覧を行うので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告する。

令和5年4月18日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

富士山南鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

静岡県富士市、富士宮市所在の国有林静岡森林管理署 46 林班から 57 林班まで、74 林班から 86 林班まで、122 林班から 130 林班まで、134 林班、135 林班、172 林班から 174 林班まで、176 林班、201 林班及び同県裾野市、御殿場市、駿東郡小山町所在の国有林静岡森林管理署 483 林班、484 林班、499 林班、500 林班の区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分 大規模生息地

(2) 指定目的 富士山南鳥獣保護区のうち、小禽類や猛禽類、大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する中核的な区域を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

カラマツ、モミ、シラベ、ツガを主とする富士山に残された数少ない原生林で高山帯の野鳥の貴重な繁殖地、生息地となっている環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、鳥獣の適正管理に努める。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課、静岡県富士農林事務所及び東部農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和5年4月18日から令和5年5月1日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）